

マイナンバーによる情報連携で所得、年金、住民票情報等を必要に応じて確認します。
 なお、情報が確認できない場合は所定書類の提出をお願いすることがあります。

児童手当 認定請求書

本庁・山直・ 記入した日付 ・ 桜台・八木・山滝
 提出年月日 ※受付確認年月日

岸和田市長 様

請求者は父・母のうちで所得の高い方、同等の場合は児童の扶養（健保・税）を取る方になります。

厚生年金等の被用者年金制度の加入者は「ア.被用者」国民年金等は「ウ.被用者等でないもの」
 「イ.公務員」を選択した場合は子育て支援課では手続きできません。
 職場で児童手当の申請手続きを行ってください。

請求者名義の口座に限り、配偶者や児童名義の口座は指定できません。

※「児童」の欄は、請求者が養育する一八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの子について記入してください。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|-------------------|---|------------------|-------|------------|---|--|-------------------------------|----------|-----------|
| 請求者 | 氏名(フリガナ) | 岸和田 一郎 | 住所(法人の主たる事務所の所在地) | 岸和田市 岸城町7番1号 | | 金融機関 | 名称 | | 支店名 | 口座番号 | カナ氏名 | 受取口座 |
| | 1月1日時点の住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年) | ※請求者の1月1日時点の住所が現住所と異なる場合のみ記入してください。(岸和田市内の場合は記入不要です。) | | | | | 前住所(転入の場合) | ※請求者が岸和田市に転入する前の住所を記入してください。(左記の1月1日時点住所と同様の場合は記入不要です。) | | | | |
| 配偶者等 | 配偶者の氏名 | 岸和田 花子 | 配偶者の職業 | ア.被用者 イ.公務員(勤務先:) ウ.被用者等でない者 | | 生年月日 | 昭和 49・5・1 | | 配偶者の住所(請求者と異なる場合) | 配偶者の現住所が、請求者と異なる場合のみ記入してください。 | | |
| | 1月1日時点の住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年) | ※配偶者の1月1日時点の住所が現住所と異なる場合のみ記入してください。(岸和田市内の場合は記入不要です。) | | | | | | | | | | |
| 児童の兄姉等 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 同居・別居の別 | 海外留学をしている場合の出国年月 | 住所 | 監護相当の有無 | 生計費負担の有無 | [注意] 「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。 (児童の兄姉等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。) | | | |
| | 岸和田 太郎 | 子 | 平成 16・4・5 | 同・別 | 年月 | 同上 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | 大学生年代の子については、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしており、請求者がその子に係る生活費の負担をしている場合、記入してください。 | | | | | | | | | | | |
| 児童 | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 同居・別居の別 | 海外留学をしている場合の出国年月 | 住所 | 監護の有無 | 生計関係 | ※児童との関係で、該当する場合に○印 | 第3子以降の場合○ | 3歳未満の場合○ | 左記以外の場合に○ |
| | 岸和田 次郎 | 子 | 平成 26・10・1 | 同・別 | 年月 | 同上 | 有・無 | 同一・維持 | ・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母 | | | |
| | 請求者からみた続柄(子)を記入 実子以外の児童がいる場合は養育申立書が必要です。 | | | | | | | | | | | |
| 加入している公的年金制度の種別 | ア.厚生年金保険 | () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済 | | 所得の状況 | | 年分所得額 | ※控除後の所得額 | | ※支給開始年月 | | | |
| | イ.国民年金 | ウ.その他 | | 請求者が加入している公的年金制度の種別についてア.イ.ウのいずれかに○をしてください。「職業」欄で「ア.被用者」を選択した場合は「ア.厚生年金保険」となります。「ウ.被用者等でない者」を選択した場合は「イ.国民年金」又は「ウ.その他」となります。 | | 円 | 円 | | 円 | | | |
| () 直近2か月以内異動あり 直近2か月以内に就職、退職等により年金資格情報に異動が生じた場合は、括弧内に○を記入してください | | | | | | | | | | | | |

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ◎字は楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。 ◎※印の欄は、記入しないでください。

備考(その他) /

注意

- 「氏名（法人名等）」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 「請求者の個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 「職業」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「加入している公的年金制度の種類」、「譲渡所得の有無」、「扶養親族等及び児童の数」、「所得の状況」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 「配偶者の氏名」、「配偶者の職業」、「配偶者の個人番号」、「配偶者の住所」の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。
なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
「配偶者の住所」の欄は、配偶者等が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合のみ記入してください。また配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に現住所と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 「児童の兄弟等」の欄は、「児童」の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について記入してください。
- 「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合に、有を○で囲んでください。
- 「生計費負担の有無」の欄は、「児童の兄弟等」の欄に記載した子が、受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 「児童の兄弟等」の欄に記載した子が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 「児童」の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 「加入している公的年金制度の種類」の欄は、「児童」欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
 - 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 「所得の状況」の欄は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額（所得税法に規定する給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限ります。）を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とします。）と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額）、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額、（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額 から8万円を控除した額を記入してください。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合はそれぞれの額を更に控除した額を記入してください。
- 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類より証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 請求者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、その所得に係る市町村民税 又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - 「15」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
 - 「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
 - 「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として海外に居住していることを明らかにすることができる書類